

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
7月10日
(金曜日)

目次

告示

- 道路の区域の変更(道路整備課).....一
- 道路の供用の開始(道路整備課).....一
- 公告
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....二
- 土地改良区の解散の認可(農村整備課).....二
- 選管告示
- 政治団体の名称等.....二
- 政治団体の異動事項.....三
- 資金管理団体の異動事項.....三
- 雑報
- 県報の正誤(平成二十年三月二十八日山口県告示第四百七十七号ほか一件).....三

山口県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 四八九号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字米光字神田二二五三の二地先から同市同大字字清四郎二二四九の一地先まで	最狭 二九・五	最狭 一三・五	(メートル) 二一六・四	八〇・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 上久原藤生停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市玖珂町字原田二二六九の一地先から同市玖珂町字小迫二二六三の一地先まで	最狭 四六・五	最狭 一四・四	(メートル) 一四四・〇	五〇八・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四一般国道 八八九号	周南市大字米光字神田二二五三の二地先から同市同大字字清四郎二二四九の一地先まで	平成二十一年七月十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上久原藤生 停車場線	岩国市玖珂町字原田二一六九の一地先から 同市玖珂町字小迫二二六三の一地先まで	平成二十一年七月 十一日



(三三〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年七月十日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

周東高森土地改良区 理 事 世良 博人 岩国市周東町西長野一〇四

(三三二) 土地改良区の解散の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、土地改良区の解散を次のとおり認可しました。

平成二十一年七月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名

大津郡三隅町三隅土地改良区

認可年月日
平成二一、六、三〇



山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年七月十日

山口県選挙管理委員会 主任 田 中 啓 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
新しい風田布施から	木村 博通	秋本 瑛子	熊毛郡田布施町大字麻郷529		平成21、6、24
石田清藤後援会	谷川 達男	石田喜久子	山陽小野田市大字小野田2054の5		" " 8
植松みつお後援会	中川美賀子	佐藤 伸彦	下関市大字田倉702		" " 11
かわいみわこ後援会	井上 清孝	早稲田祥太郎	光市虹ヶ浜3丁目15番5号		" " 10
さわた後援会	藤田 賢二	松本 豊	山口市小郡下郷1627の12		" " 9
津田修一後援会	御手洗啓子	長富 悦子	宇部市北琴芝2丁目17番30号		" " 12
中村博行後援会	中村 紀男	島本百合夫	山陽小野田市大字郡4023の5		" " 23
村田純一後援会	森重 弘己	河野 淑子	山口市小郡上郷1649の2		" " 15

政治団体の名称	代表者の氏名	公職の種類	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
幸福実現党 山口県本部	村田 純一	衆議院議員	阿座上 正	山口市小郡上郷1649の2	政治資金規正法第19条の7第1項に係る国会議員関係政治団体	平成21、6、29

平成二十二年七月十日印刷
 平成二十二年七月十日発行

発行人所 山口県庁
 山口県知事

平成二十二年五月十九日山口県選挙管理委員会告示第五十号(政治団体の名称等)

九	上	六〇七	字荒谷	字西聯原
〃	〃	五	〃	〃
〃	〃	一四	〃	〃
〃	〃	一三	字荒谷	字荒谷
〃	〃	一二	七六一	七六一(国有林)
〃	〃	一一	字上響原七二二	字上響原七二二
〃	〃	一〇	〃	〃
〃	〃	〇九	〃	〃
〃	〃	〇八	〃	〃
〃	〃	〇七	〃	〃
〃	〃	〇六	〃	〃
〃	〃	〇五	〃	〃
〃	〃	〇四	〃	〃
〃	〃	〇三	〃	〃
〃	〃	〇二	〃	〃
〃	〃	〇一	〃	〃

六	ページ	下	段	表中	箇所	誤	正
						山陽小野田市大字厚狭19の2	山陽小野田市大字鴨庄99の4